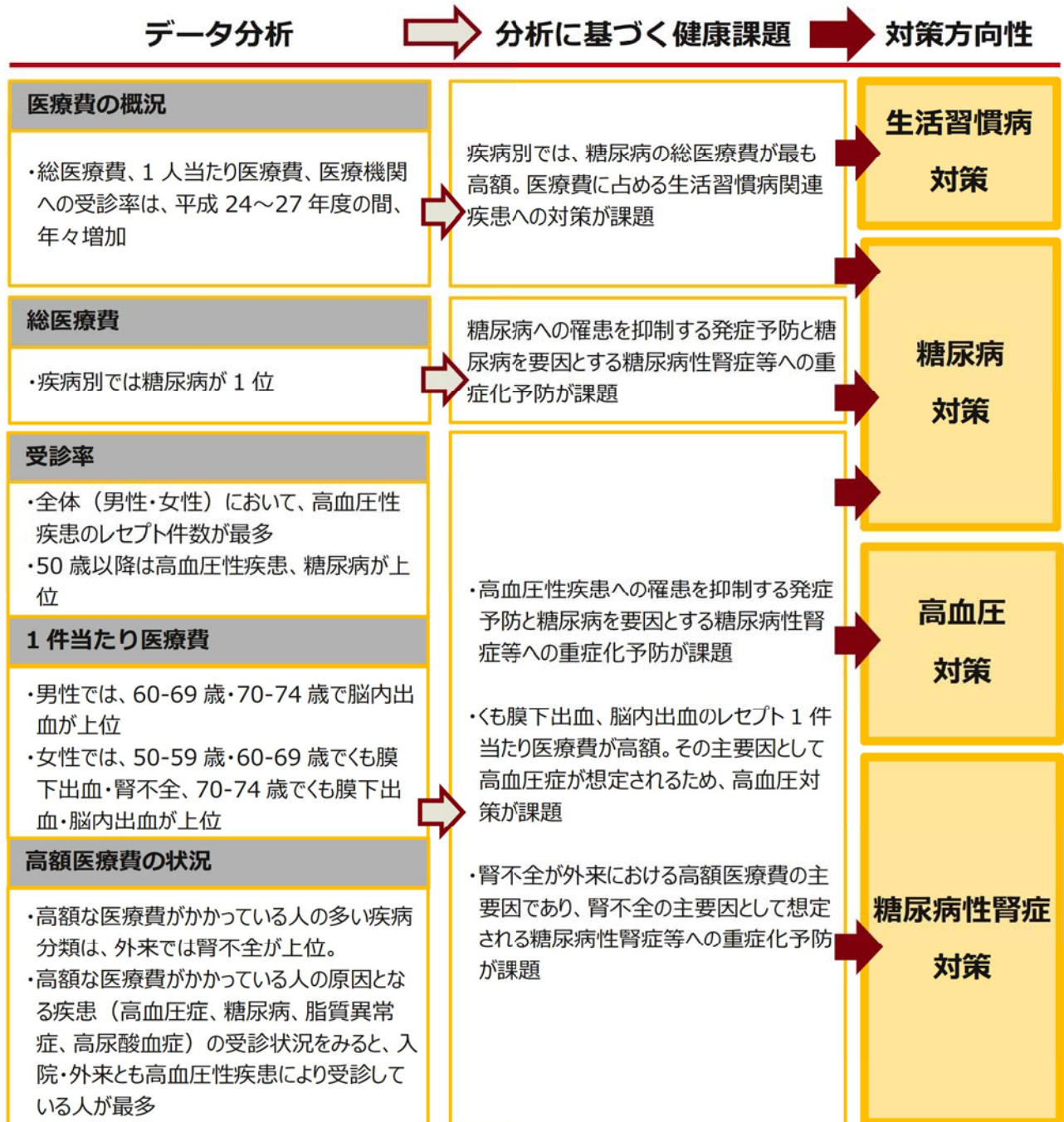


3.6 医療費及び健診等データ分析の結果

医療費及び健診等データ分析の結果に基づく健康課題、対策について整理します。(表 3-17)

表 3-17 データ分析の結果に基づく健康課題、対策の方向性

1 医療費情報から見る分析



② 特定健康診査・特定保健指導情報から見る分析

データ分析



分析に基づく健康課題



対策方向性

特定健康診査実施率

- ・特定健康診査実施率は 28.6%であり、目標（60%）に達していない。
- ・平成 26～28 年度（3 年間）で 1 度も健診を受診していない割合は 58.6%

特定保健指導実施率

- ・特定保健指導実施率 7.6%
- 動機づけ支援 8.0%
- 積極的支援 6.2%

特定保健指導対象者割合

- ・特定保健指導対象者割合 11.3%
- 動機づけ支援対象者割合 8.4%
- 積極的支援対象者割合 2.9%
- 若年層ほど対象者割合が高い。

腹囲リスク

- ・BMI のリスク保有率は男性 29.2%、女性 17.9%、腹囲のリスク保有率は男性 52.2%、女性 17.5%
- ・男性の腹囲のリスク保有率は国を上回っている。

血圧リスク

- ・収縮期血圧リスク保有率は男性 52.6%、女性 44.2%、拡張期血圧のリスク保有率は男性 25.2%、女性 15.0%
- ・収縮期血圧、拡張期血圧のリスク保有率は国を上回っている。

- ・健診受診を生活習慣病発症予防対策と捉え、特定健診受診による健康リスクの把握が課題

- ・特定保健指導により生活習慣改善、生活習慣病発症、重症化予防への対策が課題

- ・40 歳代への早期の生活習慣改善対策の実施が必要

- ・特定健診受診者の 3 割が肥満リスクを保有している。年齢階層が高いほど肥満リスクの割合が増加することから、40 歳代への早期の肥満対策が必要

- ・収縮期血圧、拡張期血圧の有所見者の割合が国と比較し、高いことから、高血圧対策が課題

**生活習慣病
対策
(メタボ対策)**

生活習慣（運動習慣）

- ・週に 2 回以上、1 回 30 分以上の運動を 1 年以上継続している人の割合は、男性 45.1%、女性 40.3%



- 運動習慣がある人の割合が 4 割であることから、引き続き運動習慣の改善、定着に向けた対策が必要

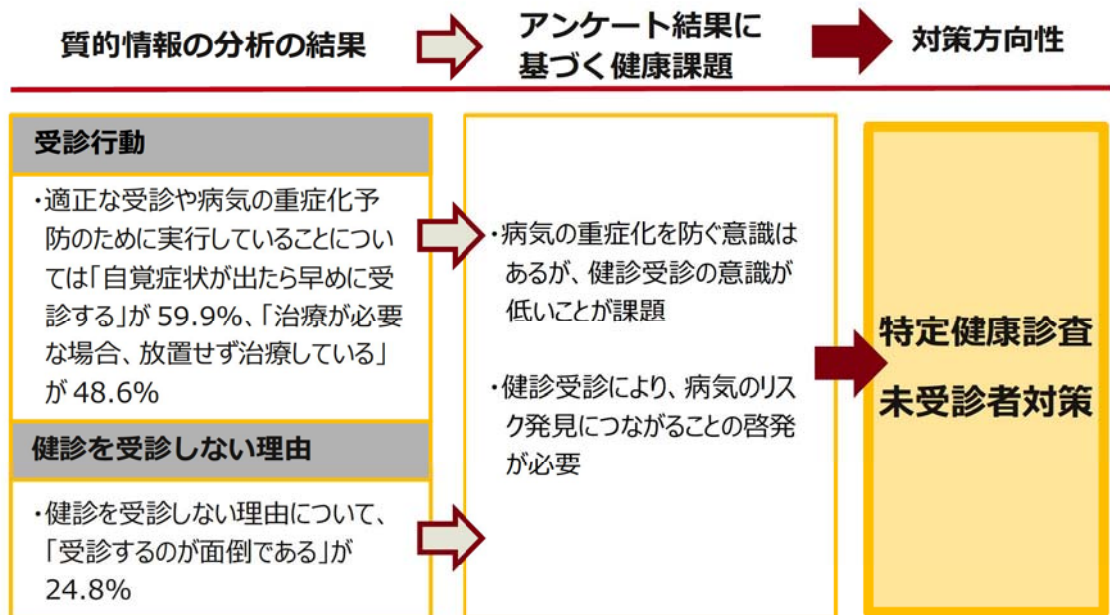


**運動習慣の
定着**

3.7 質的情報の分析の結果

平成29年に実施した健康に関するアンケート結果をもとに質的情報を分析した結果に基づく健康課題、対策について整理します。(表 3-18)

表 3-18 被保険者への健康に関するアンケート結果に基づく健康課題、対策の方向性



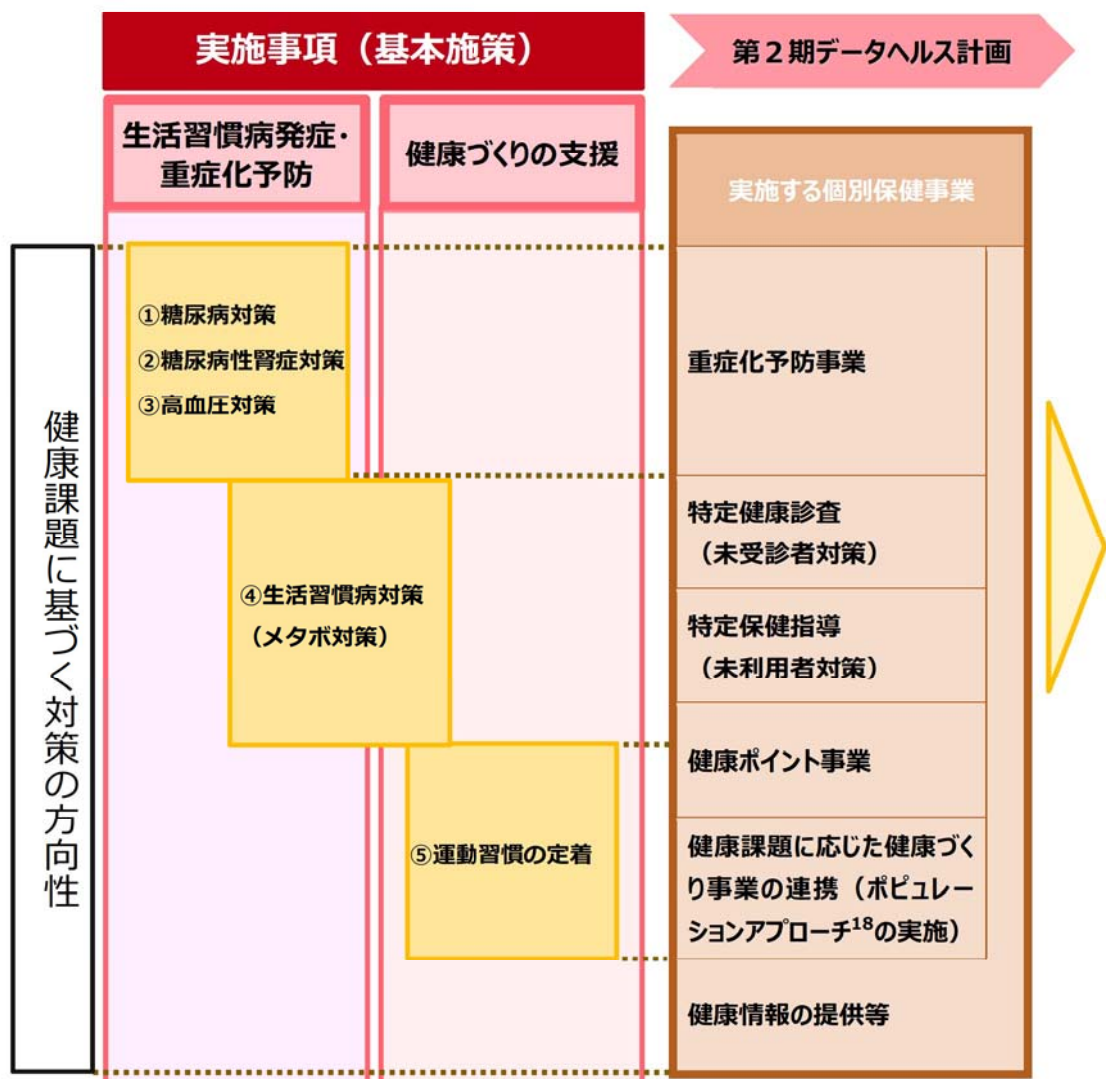
4 データヘルス計画の取り組み

4.1 基本的な考え方

健康課題に基づく対策の実施に向け、第2期データヘルス計画は第1期データヘルス計画において重点的に実施してきた保健事業を踏襲し、名古屋市国民健康保険の健康課題に即した保健事業を効果的・効率的に実施します。

医療費、健診結果等健康リスクから明らかとなった健康課題を解決するため、第2期データヘルス計画は「被保険者の健康保持・増進、医療費適正化」を目的に、被保険者の健康づくりの支援、生活習慣病の発症・重症化予防を行います。

表 4-1 第2期データヘルス計画の基本的な考え方、取り組むべき保健事業の目的・目標



¹⁸ポピュレーションアプローチとは、多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらす事に注目し、集団全体をよい方向にシフトさせることである。生活習慣病におけるポピュレーションアプローチとしては、「健康づくりの国民運動化」「全住民を対象とした活動」として、メタボリックシンドロームの概念の定着や具体的な施策プログラムの提示などを行う方法である。（平成18年度ポピュレーションアプローチに関する先駆的活動検討委員会）

目指す目標（全体方針）

- 被保険者の健康保持・増進
- 保険者としての医療費適正化

第2期データヘルス計画

基本的な考え方（目的）	中長期目標 （平成35年度に向けた成果目標）
・生活習慣病の重症化予防のため、健診結果によるリスク保有者への早期受診、罹患者に対する定期受診を勧奨する事業を実施します。 ・医療費の多くを占める糖尿病対策を実施します。	・糖尿病有病者の減少 ・高血圧症有病者の減少
生活習慣病の予防、早期発見のため、健診受診の勧奨を実施します。	特定健康診査実施率の向上
生活習慣病の予防のため、運動・食事に関する生活習慣の改善を実施します。	特定保健指導実施率の向上
被保険者の健康づくりを支援するため、運動習慣のきっかけを提供します。	運動習慣が改善した人の割合の増加
被保険者の健康づくりを支援するため、健康課題（高血圧、糖尿病）に応じた予防を目的とした事業について、健康部門と連携し、推進します。	健康関連行動 ¹⁹ の実行割合の増加
生活習慣病の予防のため、運動・食事に関する生活習慣の改善のきっかけを提供します。	保健事業と連携を図り、効果的な保健情報の提供

¹⁹健康関連行動とは、「体重を測る」、「運動やスポーツをする」等、日頃の生活で気をつけて実行する健康づくりに関わる行動のこと

4.2 第2期データヘルス計画（平成30～35年度）

4.2.1 中長期計画（平成30～35年度）

第2期データヘルス計画（平成30～35年度）において実施する個別保健事業の実施計画と目標値（平成35年度）を表 4-2に示します。

計画期間中間年度である平成32年度に、平成30～31年度に行った事業の評価を行い、評価結果に基づき、必要に応じ平成33～35年度に実施する計画、目標値の見直しを行います。

表 4-2 第2期データヘルス計画（平成30～35年度）

1 重症化予防事業

中長期計画

短期計画

実施事項	実施計画	
	平成30年度	平成31～32年度
新規 ＜高血圧対策＞ 受診勧奨（未受診者）	高血圧で医療機関への受診歴がない方に対し、受診勧奨を実施します。	平成30年度検討状況を踏まえ、実施方法を検討します。
新規 ＜高血圧対策・糖尿病対策＞ 受診勧奨（治療中断者）	過去に高血圧性疾患、糖尿病受療歴があり、直近の受療歴がなく、健診結果が不良の方に対し、受診勧奨を検討します。	
継続 ＜糖尿病性腎症対策＞ 予防対象者への保健指導	名古屋市医師会との連携により、治療中の方へ本事業参加を働きかけます。（研修会等の実施） 拡充	継続
継続 ＜糖尿病対策＞ 糖尿病未治療者に対する参加勧奨方法の検討	未治療の対象者を選定し、健診結果のレベルに応じた支援（面談、教室等参加）を提供します。 拡充	
継続 ＜事業全般＞ 未治療者の事業参加に繋がる方法の検討	未治療者に対する初回面談を働きかけ、初回面談実施率の向上に努めます。	

中長期計画

実施計画	成果目標（平成35年度）	
平成33～35年度		
短期計画中の実施状況を踏まえ、実施方法を検討します。	収縮期血圧が140mmHg以上の人の割合の減少	
	男性	女性
	28年度 28.3%	22.7%
	→ 35年度 26.3%	20.7%（－2.0%）
	糖尿病有病者の割合の減少	
	28年度 8.0%	
	→ 35年度 7.2%	（－0.8%）
	血糖コントロール不良者の減少	
	服薬中	服薬なし
	28年度 0.52%	0.37%
→ 35年度 0.49%	0.34%（－0.03%）	
糖尿病治療継続者の増加		
28年度 58.5%		
→ 35年度 64.5%	（+6.0%）	

2 健康ポイント事業

中長期計画

短期計画

実施事項	実施計画	
	平成30年度	平成31～32年度
新規 ＜運動習慣定着・メタボ対策＞ ポイント対象事業の充実	ウォーキング効果を検証するためのメニューを検討します。 ➤ 参加前後の体重、血圧等を測定し、効果ポイントを付与	平成30年度検討状況を踏まえ、実施します。
新規 ＜運動習慣定着・メタボ対策＞ 健康部門との連携	・市民向けインセンティブ事業（健康マイレージ事業）との連携を検討します。 ・健康部門と協働し、事業の周知を図ります。	
継続 ＜運動習慣定着・メタボ対策＞ 若年層対策	・広報メディア、SNSを利用し、若年層への周知を図ります。 ・特定健診対象外の20歳代、30歳代に向けた健康づくりに関するメニューを検討します。	継続
継続 ＜運動習慣定着・メタボ対策＞ 特定健診との連携	・特定健診受診に繋がる新たなメニューを検討します。 ・特定健康診査受診券配布時における事業の案内、周知を検討します。	平成30年度検討状況を踏まえ、実施します。
継続 ＜運動習慣定着・メタボ対策＞ 広報、啓発	・実施内容（実施期間中の状況、実施後の成果）を広く周知します。効果的な広報媒体の活用を検討します。 ・商店街等とのタイアップを図り、広報、啓発を行います。	継続

中長期計画

実施計画	成果目標（平成35年度）
平成33～35年度	
短期計画中の実施状況を踏まえ、実施方法を検討します。	事業参加者の増加 28年度 497人 → 35年度 短期計画中の実施状況を踏まえ 設定 運動習慣が改善した人の割合の増加 28年度 72.0%

3 特定健康診査（未受診者対策）

中長期計画

短期計画

実施事項	実施計画	
	平成30年度	平成31～32年度
継続 ＜生活習慣病対策＞ 受診勧奨	健康リスクが高く、未受診者数が一番多い60歳代に対し電話勧奨を実施します。 ➤ 被用者保険の離脱による国保加入者（60～65歳）を対象とした電話勧奨を実施	平成30年度実施状況を踏まえ、対象者の要件を検討します。
継続 ＜生活習慣病対策＞ 集団健診 ・休日健診（区役所等） ・平日健診（大型商業施設等） ・ナイト健診（区役所等）	特定健診の周知、休日健診の案内を目的に、はがき等通知による勧奨を実施します。 ➤ 受診券配布時、特定健診開始後の複数回に渡り、勧奨を実施	継続
	集団健診の予約センターの開設を検討します。	平成30年度検討状況を踏まえ、実施します。
	ナイト健診（夜間帯18～20時の特定健診）の実施機関（回数）を増やします。 拡充	継続
継続 ＜生活習慣病対策＞ 健診当日の結果説明の開催	結果説明の同日実施について、実施機関が増えるよう調整します。 拡充	

中長期計画

実施計画	成果目標（平成35年度）
平成33～35年度	
短期計画中の実施状況を踏まえ、電話、通知による勧奨対象者の要件を検討し、環境を整備します。	特定健康診査実施率の向上 28年度 28.6% → 35年度 38.6%（+10%） 長期未受診者（3年連続）の減少 28年度 58.6% → 35年度 55.6%（-3%）
短期計画中の実施状況を踏まえ、連携体制を強化します。	

4 特定保健指導（未利用者対策）

中長期計画

短期計画

実施事項	実施計画	
	平成30年度	平成31～32年度
継続 ＜生活習慣病対策＞ 利用勧奨	特定保健指導対象者に対する電話、はがき等通知による勧奨を実施します。 ▶ 運動教室、料理教室の案内、実施機関の案内	平成30年度実施状況を踏まえ、対象者の要件を検討します。
継続 ＜生活習慣病対策＞ 健診結果説明会との同日実施	健診結果説明会と併せて行う特定保健指導について、特定健診実施機関を通じて、周知を行います。 ▶ 特定保健指導の案内作成、内容充実	継続
継続 ＜生活習慣病対策＞ 特定健診との同日実施	特定健康診査当日に結果説明かつ特定保健指導の初回面談の実施に向け、実施機関との調整を図ります。 拡充	

中長期計画

実施計画	成果目標（平成35年度）
平成33～35年度	
短期計画中の実施状況を踏まえ、勸奨対象者の要件を検討します。	特定保健指導実施率の向上 28年度 7.6% → 35年度 12.6%（+5%） 特定保健指導対象者の割合の減少 28年度 11.3% → 35年度 10.8%（-0.5%）
短期計画中の実施状況を踏まえ、実施方法を検討します。	

5 健康情報の提供等

中長期計画

短期計画

実施事項	実施計画	
	平成30年度	平成31～32年度
継続 重複受診者、重複服薬受診者に対する健康支援	重複受診者 ²⁰ 、重複服薬受診者 ²¹ に対し訪問指導等を実施します。	継続
継続 ・市営温水プールの回数券購入助成 ・保養施設の宿泊料金助成	健康ポイント事業が提供するメニューへの統合を検討します。	
継続 健康課題に即した情報提供	「国保だより」の作成、健康講演会の開催により、健康課題に即した情報を提供します。	
継続 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進	希望シールの配布及び差額通知を送付します。	

6 健康課題に応じた健康づくり事業の連携（ポピュレーションアプローチの実践）（新規）

実施事項	実施計画	
	平成30年度	平成31～32年度
新規 ＜運動習慣定着＞ 健康部門との事業連携	健康部門と国保が抱える健康課題を共有し、健康づくり事業の実施に向けた連携を図ります。	継続

²⁰重複受診者とは、同一疾病での受診医療機関で1か月に3か所以上の状態が3か月連続し、保健指導が必要な者

²¹重複服薬者とは、6か月間の調剤レセプトから調剤内容や投与期間に重複があり、保健指導が必要な者

中長期計画

実施計画	成果目標（平成35年度）
平成33～35年度	
短期計画中の実施状況を踏まえ、実施方法を検討します。	健康支援により、適正受診を推進
	保健事業との連携を図り、効果的な保健情報を提供
	数量シェア率 ²² 28年度 64.3% → 35年度 80.0%（+15.7%）

実施計画	
平成33～35年度	成果目標（平成35年度）
短期計画中の実施状況を踏まえ、健康部門と連携し、事業を推進します。	健康関連行動の実行割合の増加

²² 数量シェア率とは、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の数量シェアのこと

5 データヘルス計画の推進

5.1 計画の見直し

この計画に策定した事業については、毎年度、目標の達成状況を評価し、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

計画期間中間年度である平成32年度には、平成30～31年度に行った事業の評価を行い、評価結果を平成33～35年度に実施する計画に繋げていきます。また、計画期間最終年度である平成35年度には、これまでに行った事業の評価を行い、評価結果を次期計画に繋げていきます。

なお、今後、分析結果に関する知見や、国の動向により、必要な場合には計画の見直しを行うこととします。

5.2 計画の公表・周知

この計画は、本市公式ウェブサイトで公表します。また、この計画を改訂した場合も、速やかに公表を行い、周知を図ります。

5.3 個人情報の保護に関する事項

この計画に策定した事業の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び法に基づくガイドライン等に定める役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止装置、従業員の監督、委託先の監督）について周知を図ります。

そして、国民健康保険法第120条の2に基づき、本市の職員及び本市の職員であった者は、保健事業を実施する際に知り得た個人情報に関する守秘義務規程を遵守します。

また、事業を外部委託により実施する場合は、本市個人情報保護条例等関係法令に基づき、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を監理していきます。

5.4 実施運営上の留意事項

この計画に策定した事業の推進にあたっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく保健事業を担当する関係部局や、関係機関・団体と連携し、医療費の特性や健康課題について共通認識を持って事業を推進していくよう努めます。

■ 5.5 地域包括ケアに係る取組み及びその他の留意事項

健康課題を解決するために実施する保健事業のほか、医療・健診データを活用し、生活習慣病予防や介護予防が必要な被保険者を抽出し、地域包括ケア推進部門等の関係者と健康課題等の情報共有を図り、被保険者が安心して住み慣れた地域で過ごすことができる地域づくりに資するよう努めます。

また、糖尿病性腎症重症化予防事業等の訪問指導による健康支援において、継続的な支援が必要な被保険者については、地域保健活動や地域包括ケア等との連携を図ります。